

みえ森と緑の県民税

森林づくりを県民みんなの力で！

県では、平成26年度に「みえ森と緑の県民税」を導入し、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に取り組んでいます。

森林が持つ多面的機能



森林は、木材の生産や土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化の防止など、さまざまな「恵み」により、私たちの生活を支えています。

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、災害に強い森林を将来にわたって引き継いでいくためには、県民全体で森林を支える社会づくりが必要です。そのためには、計画的・持続的な取組が欠かせず、一定の財源を安定的に確保する必要があります。その費用を県民の皆さまに幅広く負担していただき、この大切な森林を県民全体で守り育て、未来に引き継いでいきましょう。

「みえ森と緑の県民税」を活用して、2つの基本方針に沿って5つの対策を行っています。

基本方針1：災害に強い森林づくり

- 対策区分1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり
- 対策区分2：暮らしに身近な森林づくり

基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり

- 対策区分3：森を育む人づくり
- 対策区分4：森と人をつなぐ学びの場づくり
- 対策区分5：地域の身近な水や緑の環境づくり

みえ森と緑の県民税の問い合わせ先

税の使いみちに関すること

税のしくみに関すること

農林水産部みどり共生推進課

☎059-224-2513 e-mail: midori@pref.mie.lg.jp
右のQRコードからホームページにアクセスできます。



総務部税収確保課

☎059-224-2128 e-mail: zeimu@pref.mie.lg.jp
右のQRコードからホームページにアクセスできます。



みえ森と緑の県民税の評価

みえ森と緑の県民税を活用した取組は、第三者機関である「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行っています。

○ 令和2年度事業の評価委員会評価の結果

事業名	有効性	効率性	公益性	情報発信度
みえ森と緑の県民税基金積立金事業	B	B	B	B
災害緩衝林整備事業	B	B	B	B
土砂・流木緊急除去事業	A	B	B	B
森林情報基盤整備事業	B	B	B	B
森を育む人づくりサポート体制整備事業	B	B	B	B
森林環境教育・木育拠点整備事業	B	B	B	B
森林とふれあう自然公園環境整備事業	B	B	B	B
生物多様性推進事業	B	B	B	B
みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業	B	B	B	B
流域防災機能強化対策事業	A	B	B	B
森林再生力強化対策事業	A	B	B	B
災害からライフラインを守る事前伐採事業	A	B	B	B
みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠、加算枠）事業	B	B	B	B
みえ森と緑の県民税制度運営事業	B	B	B	B

評価委員会の評価と内容

評価	内容
A	取組が特に優れている
B	取組が妥当である
C	取組は妥当であるがさらに工夫が必要である
D	現状の取組に改善が必要である



令和3年度第2回みえ森と緑の県民税評価委員会

みえ森と緑の県民税のしくみ

	個人	法人
納める方	1月1日現在で三重県内に住所がある個人、家屋敷などを有する個人 (個人の県民税均等割の納税義務者)	三重県内に事務所などを有する法人など (法人の県民税均等割の納税義務者)
納める額	年額 1,000円	年額2,000円～80,000円 (県民税均等割額の10%相当額)
評価制度	第三者による評価委員会を設置し、事業成果などについて、評価検証を行うとともに、結果は県民のみな様に公表します。	